

平成30年4月

一般社団法人 日本ショッピングセンター協会 殿

経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

ショッピングセンター業ベンチマーク制度の周知依頼

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は省エネルギーに関する様々な政策にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)に関して、ショッピングセンター業において新たな制度が創設されましたので、ご連絡致します。

ご協力を頂いた平成29年度の有識者による審議会『省エネルギー小委員会工場等判断基準ワーキンググループ』において、これまで9業種13分野に導入していたベンチマーク制度の対象業種を、ショッピングセンター業へ拡大する方針が策定されました。

ベンチマーク制度の詳細及び対象事業者については別添資料をご覧ください。

ショッピングセンター業のベンチマーク制度の対象となる場合には、平成31年7月末日までに提出する定期報告書より、ベンチマーク指標の状況を報告いただく必要がございます。協会加盟事業者様への一層の周知に向け、貴協会のご協力を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

<p><u>平成30年度の定期報告書(平成30年7月末日までの提出)</u>では、 ベンチマーク指標の状況報告は<u>不要</u>です。</p>
--

ベンチマーク制度についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

<別添資料>

- ショッピングセンター業のベンチマーク制度が平成31年度定期報告より始まります!

<本件に関する問合せ先>

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課
担当 吉川、豊田、妹尾
TEL 03-3501-9726